



つくばみらい市訓令第 1 号

つくばみらい市大規模小売店舗立地意見調整会議要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市大規模小売店舗立地意見調整会議要綱の一部を改正する訓令

つくばみらい市大規模小売店舗立地意見調整会議要綱（平成18年つくばみらい市訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号を次のように改める。

（8） 住まい開発政策課長

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。